

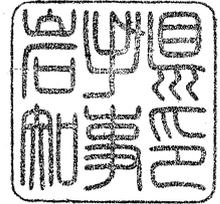
水振第 666 号

令和 8 年 2 月 16 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亙理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 8 号及び第 11 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（松川）
電話：019-629-5806
FAX：019-629-5824
E-mail：tamayama@pref. iwate. jp

さんま棒受網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第8号に掲げる次のさんま棒受網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 さんま棒受網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
さんま棒受網漁業	さんま	岩手県 沖合海面	7月22日から12月31日まで	制限なし	10トン未満	北海道内に住所を有する者	6
						三重県内に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月7日から令和8年6月10日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年7月1日（令和8年7月2日以降の場合は許可の日）から令和9年6月30日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
いか釣り漁業	いか	釣り	岩手県沖合海面	1月1日から1月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	北海道内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	71
							青森県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	140
							宮城県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	7
							山形県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	4
							石川県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	2
							福井県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	2

							鳥取県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	3
							長崎県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	2

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月6日から令和8年5月8日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和9年2月28日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キワット以下でなければならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。